

道路特定財源の一般財源化に関する意見書

道路特定財源の一般財源化が政府方針として示されましたが、地方では、依然として防災対策や救急医療等の面において道路整備が必要であるとともに、道路、橋梁及びトンネル等の維持管理にさらに財源を要す状況です。

このため、道路特定財源の一般財源化に当たっては、道路整備や維持管理等に支障が生じないよう財源を確保することが必要です。

よって、国におかれては、下記の事項について実施するよう強く要請します。

記

- 1 地方交付税、地方譲与税、交付金及び補助金として地方に配分されている財源を、地方枠として維持すること。
- 2 道路特定財源を一般財源として改めて地方に配分する場合は、道路整備が遅れている地域に重点的に配分すること。
- 3 暫定税率の失効等に伴い発生した歳入欠陥等は、全額地方特例交付金により補てんすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月29日

上田市議会議長 丸山正明

年	○ 別冊増補新田地区球山下	12,150,000
月	○ 別冊増補新田地区球山下	12,140,000

15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1

15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1 15-1-1